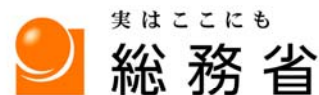


報道資料

MIC Ministry of Internal Affairs
and Communications

平成 20 年 6 月 30 日

郵便事業株式会社法第 3 条第 3 項に規定する業務の認可

総務省は、平成 20 年 4 月 7 日付けで郵便事業株式会社（代表取締役会長：北村憲雄）から認可申請があった、郵便事業株式会社法（平成 17 年法律第 99 号）第 3 条第 3 項の規定に基づく業務について、郵政民営化法（平成 17 年法律第 97 号）第 76 条の規定により郵政民営化委員会の意見を聴取した上で、本日、認可しました。

郵便事業株式会社から申請のあった業務の概要等は、以下のとおりです。

【業務の概要】

国際貨物運送に関する以下に掲げる業務及びこれらに附帯する業務を組み合わせ
て、荷主に対して行う国際物流業務

- ・ 貨物利用運送事業
- ・ 貨物航空運送代理店業
- ・ 貨物自動車運送事業
- ・ 通関業
- ・ 倉庫業

【業務の開始時期】

平成 20 年 7 月

連絡先：

総務省郵政行政局郵便課

担 当：坂入課長補佐、橘業務係長

電 話：03-5253-5975

FAX：03-5253-5973